

## ファーストステップ研修受講における留意事項（令和2年5月15日修正）

グループワークにおけるコミュニケーション能力・司会進行能力・記録作成能力、個人ワーク・事前課題・事後課題における課題内容の理解力・文書作成能力、等の能力不足・理解力不足によりファーストステップ研修講義・演習要領の「修了時の評価ポイント」に到達していない受講生は、次年度以降介護福祉士基本研修またはファーストステップ研修を再受講してもらう可能性があります。すべての研修科目を受講していることと、すべての事前課題・事後課題を提出していることをもってファーストステップ研修が修了できるわけではありません。

小規模チームのリーダーを養成するファーストステップ研修の目的から、特に事後課題については自職場における具体的な取り組み実践をまとめてもらう内容となっています。ファーストステップ研修受講にあたり、自職場において課題の取り組みに関する理解が得られるよう事前に管理者等から受講の承諾を取り付けておいてください。自職場での取り組み実践にあたり事前課題・事後課題の協力が得られない場合はファーストステップ研修は受講できません（たとえば夜勤専属の勤務体制など）。

事後課題などの再提出が求められた場合、一義的には受講生本人の責任のもと再度課題の再提出に取り組んでください（2度以上の再提出もありえます）。1回でも再提出が求められた場合、その時点で当該年度のファーストステップ研修を修了することは出来ません。また自職場から受講料を負担してもらっている受講生においては、自職場の責任において受講生へ指導・助言を行い再度課題の再提出に取り組んでください。ただしこの場合も、1回でも再提出が求められた場合、その時点で当該年度のファーストステップ研修を修了することは出来ません。再提出の基準としては、「文字数不足」、「課題内容に沿っていない」、「書かれている内容が著しく薄い」、の3つです。受講生本人または受講料を負担している自職場からの希望・要請がない限り、原則本会より再提出に対する指導・助言は行いません。上記に示した能力不足・理解力不足のままファーストステップ研修受講を継続された場合、ファーストステップ研修が修了できないことに対する苦情は受け付けませんのであらかじめご了承ください。ただしファーストステップ研修は長期間を要する研修となるため、受講生の勤務都合等に配慮し、受講開始日より3年以内に全日程を終了することを修了認定の要件としています。

ファーストステップ研修では、厚生労働省が示している「介護福祉士資格取得時の到達目標（別紙「養成の目標」参照）」のレベルに受講生が達していることを前提として講義・演習を進めていきます。ファーストステップ研修の受講にあたり、「介護福祉士資格取得時の到達目標（別紙「養成の目標」参照）」に示したレベルに達していることをご確認のうえお申し込み下さい。